

平成30年10月19日

クラシテ株式会社
代表取締役社長 高木 章



監督処分に係る業務改善取組み状況のご報告

弊社は、国土交通省関東地方整備局からの平成29年12月5日付監督処分「指示」を厳粛に受け止め深く反省するとともに、処分を受けたことの周知と再発防止への取組みの徹底を平成30年1月12日付けで、「監督処分に係る業務改善措置について」としてお知らせいたしました。

その後も、以下のとおり、全社挙げてさらに再発防止・業務改善に取り組んだ結果、再発防止策は定着し、有効に機能しているものと確認しております。

今後も社内牽制機能の強化と業務管理体制の整備・維持により、再発防止に努めてまいります。

1. 違反行為の概要及び処分内容の周知徹底

本年1月13日、全社員参加の社員総会において、改めて、違反行為の概要及び処分内容と、昨年8月に通達として発信した再発防止策の周知徹底を、再度宣言いたしました。

2. 法の規定の遵守及び再発防止を図るための研修・教育の継続的实施

昨年11月に続き、本年8月から9月にかけて、第二回目の研修、①管理職向け研修及び②管理職による部門ごとの社員向け研修「管理組合財産の毀損事故防止について」を、全社で実施いたしました。

3. 継続中の管理業務の点検実施と再発防止に向けた措置

- (1) フロント社員による「通帳持出禁止」
- (2) 預金払戻における非現金化
- (3) 拠点保管通帳を本社会計事務部門へ集約
- (4) 営業部門及び会計部門による自主点検並びに内部監査室による監査の実施

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

クラシテ株式会社 総務グループ

電話番号 03-5229-8511 (受付時間 平日9:00~17:00 日・祝を除く)